

入札監理小委員会における審議結果報告 「地球温暖化対策に係る技術実証事業管理・検討等事業委託業務」

環境省の地球温暖化対策に係る技術実証事業管理・検討等事業委託業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議した（10月11日）ので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 業務の概要

(1) 事業の概要

ア 事業概要

2050年にカーボンニュートラルを目指すという我が国の目標を達成するために極めて重要な役割を担っている地球温暖化対策に貢献する技術の実証を行うため、事業監督者及び課題監理者を配置して、課題の選定、評価、進捗管理、フォローアップ等の実務を行うほか、科学的・経営学的見地に基づき助言等を行うとともに、対象事業で実施する課題の事前評価（課題の選定）・中間評価・事後評価の各段階において審査を行う外部有識者からなる専門委員会の設置・運営事務等を実施する。

また、モデル性の高い事業について、令和6年度にモデル事業に採択された事業に対して事業性の評価や社会実装に向けた評価支援を実施するとともに、過年度に採択された事業に対してヒアリング調査を実施し、社会実装やCO2削減効果の達成状況、デモ効果の発現状況等について整理を行うことにより、事業の適正かつ効率的な運営を図る。

イ 事業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 選定の経緯

1者応札の継続と仕様書に抽象的な内容があることにより競争性に課題があったことから、「公共サービス改革基本方針」（令和4年7月5日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定されたもの。ただし、令和4年度、令和5年度（現契約）については複数応札となっている。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組みについて（緑色マーキング）

(1) 新規参入を更に容易とするための措置

- ・評価基準表（5. 組織の実績）において、「業務に従事する者の類似業務（官公庁の発注など）」の実績について、件数（3件）を削除し、有無のみとした。（44／48）

(2) 更に理解を容易とするための措置

新規参入を希望する事業者にも業務内容の理解をより容易とするため、用語の整理、主語や対象の明示や補足説明など、より具体的な表記に努めた。

・用語の整理：

専門委員会と審査委員会（16／48）、協議→相談（23／48）

・業務内容の具体化：

「適宜フォロー」→「適宜助言等を行う」（22／48）

「技術面及び経営面において」熟知した上で、「技術面及び経営面から」

適切な助言」を補足（17/48）、「各対象課題につき」（19/48）、
「有識者の選定」について説明（「有識者の選定に当っては環境省担当官と
相談すること」）を追記（22～23/48）、「特定の事業」について説明（「特
定の事業については対象とするモデル事業より環境省担当官と相談の上選定
すること。」）を追記（23/48）

・主語や対象の明示：

「課題実施者に対して」（18/48）、「課題実施者が作成する」（18、
21/48）、「課題実施者から提出される」（19/48）を追記

・参考情報の明示

「対象事業及び対象課題数の見込み、並びに中間評価の実施予定は、「参考
1」に記載している」（21/48）、「対象事業については「参考2」を参照
すること」（22/48）

3. 実施要項（案）の審議結果について （赤色マーキング）

【論点1】雇用又は委嘱する人数について、仕様書（17/48）の記載にあわせて、
複数の案件の兼務が可能な旨を追記すべき。

【対応1】「雇用又は委嘱に当っては事業監督者、課題監理者それぞれにおいて重
複した人員の採用でも構わない。」を加筆。（4/48）

【論点2】著作権等の扱いについて

（1）著作権法第27条、第28条を掲げる形で修正すべき。

【対応2（1）】「著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条が規定する
権利を含む」を加筆。（24/48）

（2）知的財産権について保有すべき権利を具体的に記載すべき。

【対応2（2）】「著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条が
規定する権利を含む）、著作隣接権、所有権及びその他知的財産権
（特許権、商標権、意匠権、実用新案権、商品化権、ノウハウ等）」
へ修正（24/48）

（3）第三者の著作物に関する著作者人格権について明記すべき。

【対応2（3）】「第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるも
のとする。」を加筆（24/48）

【論点3】「別紙3」の評価基準表において、手持ち業務の状況に関する加点の意味を
明確にすべき。

【対応3】本事業で扱う情報の管理という観点から、手持ち業務の状況を把握す
ることが目的であり、加点の対象でないことから、「なお、本業務以外の
手持ち業務の状況に関して加点措置は行わない。」を加筆。（44/48）

【論点4】引き継ぎについて、引き継ぎを受ける側の工夫か、引き継ぎをする側の工
夫か、が分かるように言葉を補うべき。

【対応4】「引き継ぎについて、過年度実施事業者は円滑な引き継ぎが行えるため
の工夫が具体的に提示され、新規採択事業者は円滑な引き継ぎを受ける
ための工夫が具体的に提示されていること。」とし、下線部分を加筆。（3

0、44/48)

【論点5】「別紙3」の評価基準表において、従事者に求める能力等に係る評価の加点について客観性を確保するための記載が必要

【対応5】その他、より高い成果が得られると見込まれる履歴（自然科学系の博士号を有していることや地球温暖化対策に関する知見を有している等）・業務実績・研究履歴を有している場合にはその内容に応じて加点する。」とし、下線部分を加筆。（44/48）

【論点6】実施体制における外部専門家の配置について、新規参入を考えている事業者にも参考となる情報を提供すべき。

【対応6】外部専門家の配置が想定される事業監督者の配置について、仕様書において過去の実施体制が参照できることが分かるよう、「また、配置に当っては、環境省担当官と相談の上配置することとし、必要に応じて過年度の体制を参考とすること。」とし、下線部分を加筆。（17/48）

4. パブリックコメントへの対応

令和5年9月20日～令和5年10月5日までパブリックコメントを実施したところ、実施要項（案）に係る意見等は提出されなかった。

以上